

連載 指導現場トラブル防止へ

埼玉弁護士会がアドバイス



〔第5回〕

よりよいスポーツ環境構築のための適切な団体運営

今年6月、市町村の体育・スポーツ協会の7割以上が法人格がなく、そのうち9割近くが今後も法人格を取得する意向がないという日本スポーツ協会の調査結果が公表されました。皆さんが関係するスポーツ団体に法人格があるか否か、気にされたことはあるでしょうか。

〔記事／弁護士・佐渡島 啓（埼玉総合法律事務所）〕

資産の所有や契約は団体の会員が個人としておこなうこととなります。そのため、例えば、高額な用具を分割払いで購入した後、何らかのトラブルでスポーツ団体からの支払いが途中でできなくなった場合の代金の残額について、法人格がない場合には契約をした会員個人の負担となる可能性があります。あくまで請求を受けられるのはスポーツ団体限りということになります。

しかし、法人格を取得するにも、その後の法人としての運営にも、一定の実務的な負担などが発生します。また、そもそも法人格を取得する必要性を感じない団体も多いでしょうから、多くのスポーツ団体が法人格を取得していない現状はやむを得ないかもしれません。

ルールの明確化が必須

それでも、法人格がないスポーツ団体だからといって、ルールのないままに運営することは無用なトラブルのもとです。例えば、特定の会員の意向だけで団体が運営されたり、活動の責任者が誰なのか曖昧な状況が続くことは避けるべきでしょう。あるいは、年間で会費を徴収している場合に、年の途中で入会したり、退会する会員の会費

はどうすべきか、SNSで団体にとって不名誉な投稿をした会員を強制的に退会させてよいか等々、スポーツ団体が活動する中では、種々の問題が生じます。

これらについてルールが決められておらず、特定の会員の独断で結論が決められたり、同じような問題であってもその時々で結論が変わって不公平が生じたりすれば、これがまたトラブルの火種になりかねません。

会員間で十分な議論を

そのため、一般スポーツ団体向けのガバナンスコードでは、法人格を有しない団体であっても、役員等の体制を整備することや、団体の規約等を作成することを前提にこれを遵守すること

が定められています。役員体制については、役員を選任する方法や人数、任期、職務などを決めておくべきでしょう。この役員体制も含め、どのような規約等を作成するかは、その団体の規模などによりケースバイケースではありますが、例えば、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団規約では単位スポーツ少年団規約の参考例が公表されており、参考になります。団体の会員間で十分な議論を通じて規約等を作成したり、あるいは、すでにある規約等を見直してトラブルを未然に防ぎ、スポーツ活動に集中できる環境を整えてほしいと思います。



埼玉弁護士会
Saitama Bar Association

法人格取得の利点は

法人格を取得するためには、その団体の基本的なルールを定めた定款を作成する必要がありますし、法人格を取得する根拠となった法令の規制も受けます。そのため、同じスポーツ団体であっても、法人格があれば、整備された役員体制のもとで、一定のルールに基づいた運営がされているはずだという信頼感を、社会的に得やすい状況があります。

また、法人格を取得することで、そのスポーツ団体として用具などの資産を所有したり、様々な契約をしたりすることができるといふメリットがあります。法人格がなければ、法的には、

県スポーツ協会

スポーツ団体インテグリティ推進研修会を初開催



令和4年10月22日、スポーツ総合センターにおいて県内競技団体役員ら25名が参加し、標記研修会が行われました。

第1部の講義では、元日本スポーツ振興センターインテグリティユニット長の勝田隆氏（東海大教授）が講演。スポーツ団体の運営においてスポーツ・インテグリティを確保するには、一人ひとりが未来志向で、今よりもスポーツ環境をよくしていこうとする姿勢で、対話を重ねることが重要であると解説されました。

第2部のワークショップでは、埼玉弁護士会所属弁護士5名がファシリテーターを務め、各競技の現状や課題が共有されました。